

特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟
医事委員会規程

(総 則)

- 第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟（以下「当連盟」という。）の、医事委員会（以下、「委員会」という。）について定める。
- 2、委員会は、事務所章規定第9条に基づく専門委員会とし、委員会の組織、活動方法等は、この規程の定めるところによる。

(委員会の目的)

- 第2条 当連盟に属する選手の健康管理やメディカルチェック、選手と指導者に向けて、サッカー現場での応急処置、アンチドーピングや栄養に関する事項について、教育と啓発を行いながら、医学面でのサポートを主に行う。

(業務)

- 第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の諸活動を行う。
- (1) アンチドーピング教育計画策定
 - (2) 選手・スタッフ向けアンチドーピング研修の実施
 - (3) JPC 強化指定選手のメディカルチェック（健康診断の回収）
 - (4) 知見の発信（アンチドーピング、けがの予防、治療、救急救命、栄養、女性特有等）
 - (5) 海外遠征時のオンライン相談、持参薬の準備相談

(委員)

- 第4条 委員会に、次の委員をおく。
- 委員長 1名 委員 8名以内
- （男子サッカー、フットサル、女子サッカーから各1名以上、有識者3名以内）
- 2、委員長及び委員は、理事会の議決により、理事長が委嘱する。

(委員長)

- 第5条 医事委員長は、当連盟理事会より任命され、当連盟の理事となる。

(任 期)

- 第6条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、当連盟理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。
- 2、委員長または委員が、補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3、委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、年1回以上開催するものとし、委員長が招集する。

2、委員は、必要に応じていつでも委員会の開催を求めることができる。

3、理事長、副理事長及び事務局長は、会議に出席して意見を述べることができる。

(議長)

第8条 委員会の議長は、委員長とする。

(決議)

第9条 委員会の決議は、委員の過半数（委任状含む）が出席し、その出席者の過半数をもって決議とする。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(活動計画等)

第10条 委員長は、年間の活動計画及び予算を策定するものとし、理事会の承認を得なければならない。

2、委員会の活動（会議を含む）に当たっては、当連盟で定める旅費規程による。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、委員が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(附則)

この規程は、令和7年10月16日から施行する。